

新旧対照表

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

新		旧	
<p>(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類)</p> <p>第1条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)第49条第1項第3号の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 省令第49条第2項第3号の規定により知事が定める書類は、前項第2号及び第3号に掲げる書類とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)</p> <p>第2条 省令第52条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。</p>		<p>(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類)</p> <p>第1条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)第49条第1項第3号の規定により知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>2 (略)</p> <p>(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)</p> <p>第2条 省令第52条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。</p>	
図面の種類	明示すべき事項	図面の種類	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第21条第2項第2号、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第21条第2項第2号、第27条第1項及び第64条第1項に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(建築基準法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第3条・第4条 (略)		第3条・第4条 (略)	